平成２３年（フ）第１８４７号
愛知県瀬戸市原山台２丁目12番307号
債務者　引地　武雄
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８６６号
愛知県大府市長草町峯45番地　ラ・セジュール101号
債務者　見川　早苗（旧姓西谷）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市中島2370番地54、申立時の住所　岡山県倉敷市中島44番地11
債務者　坪井　　靖
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
岡山県倉敷市堀南863番地36
債務者　新田　秀紀
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
静岡県富士市水戸島１丁目４番17号、前住所　静岡県富士市松岡1289番地の４
債務者　杉山美代子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２０６号
釧路市豊川町20番２号
債務者　大山　順子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１０号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉５丁目６番２－５号
債務者　高橋　匡央
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
釧路市美原５丁目６番554号　M23―554号室
債務者　田井　麻美（旧姓梶本）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４０３号
静岡県浜松市東区北島町206番地の２　サンテラス大村Ⅱ202、前住所静岡県浜松市東区天王町893番地　コーポ天王中102号
債務者　渡邉　二義
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
静岡県浜松市東区北島町206番地の２　サンテラス大村Ⅱ202、前住所静岡県浜松市東区天王町893番地　コーポ天王中102号
債務者　渡邉　明子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９２８号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目14番１号
債務者　石井　満子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３４号
神奈川県藤沢市大鋸２丁目９番７―503号
債務者　肥田　直美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９４９号
横浜市神奈川区三枚町198番地１　ライオンズマンション片倉町405号
債務者　鶴岡　茂緒
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０３８号
横浜市戸塚区矢部町260番地　シャルム天野306号
債務者　割田　雅博
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４６号
横浜市青葉区奈良町1566番地378
債務者　田渕　俊郎
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５８号
横浜市神奈川区白幡西町23番３号　ハイム白幡201号
債務者　山中　　一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部